

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

間接補助事業者 住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

貴社名、代表者役職を忘れずに記入

名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

令和 8 年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）間接補助金
実績報告書

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

原則、本項目（1）（2）は、採択（交付決定）された申請書の内容と同じです。

万が一変更する場合は、出願前に必ずご連絡ください。

出願後の連絡であると、変更が認められない場合があります。

1. 実施した間接補助事業

(1) 外国特許庁への出願の種別（いずれかに○）

(外国出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input checked="" type="checkbox"/>	④商標登録出願

(参考:国内基礎出願)

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input checked="" type="checkbox"/>	④商標登録出願

(2) 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input checked="" type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行った P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（P C T 国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

「商標の名称」「商標の分類」「基礎出願からの変更」の有無は必ず記載してください。

(3) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容（概要）

・ 商標の名称：「〇〇（ロゴ）」と記載するか、または

図形商標の貼り付け

図形商標を出願した場合には、実際に出願した図形をコピー&ペーストしてください。

・ 商標の分類：第△類（指定商品：XXX， YYY， ZZZ）

・ 基礎出願からの変更：中国では第◎類は導入されていないため第△類のみ出願

申請書の 8. 「基礎と異なる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入」の欄に記入した変更内容に基づいて、実際に出願を行った変更内容をご記入ください。ただし、申請書に記入していない変更を行う時は、原則、出願前に連絡をして指示を受けてください。変更がない場合には、「基礎出願からの変更：なし」と明記してください。

外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の番号

商標20〇〇-〇〇〇〇〇〇
(登録番号第1234567号)

商標が登録になっている場合は、登録番号もご記入ください。

外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日
WIPO（中国、韓国）	報告日現在、番号未付与	〇〇〇〇年〇月△日
台湾	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇年〇月△日

マドプロ出願の場合、日本特許庁の受理日をご記入ください。

マドプロ出願の場合、国際登録証明書（CERTIFICATE OF REGISTRATION）に記載の7桁の国際登録番号（INTERNATIONAL REGISTRATION NUMBER）をご記入ください。実績報告書〔様式第6〕提出時に、国際登録番号がまだ付与されていない場合は、上記のようにご記入ください。後日、**受領し次第**、ご提出をお願いいたします。

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金	
自 己 資 金	394,133	<合計額>から<間接補助金充当額>を引いた金額
間接補助金充当額	393,000	(2) 支出 (イ) 経費の内訳の〔間接補助金充当額〕の〔実績額〕と一致
合 計	787,133	

(2) 支出 (イ) 経費の内訳の〔助成対象経費〕の〔実績額〕と一致

国内・国外共に、(税込み)金額を記入してください。

外国出願経費から消費税他補助対象経費を引いた補助対象経費のみを記入すること。

(2) 支 出

(イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計		外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
WIPO	実績額	75,232	0	360,800	0	436,032
中国	実績額	43,008	0	0	0	43,008
韓国	実績額	53,688	0	0	0	53,688
台湾	実績額	20,503	58,702	228,800	0	308,005
外国出願経費合計	実績額	192,431	58,702	589,600	0	840,733
助成対象経費	実績額	192,431	58,702	536,000	0	787,133
持ち分に応じた対象経費	実績額					787,133
間接補助金充当額	交付決定額					400,000
	実績額					393,000

共同出願の場合は、助成対象経費に持分割合をかけた金額を記入してください。
 例：申請者の持分比率が70%の場合：合計金額 787,133 × 持分 70% = 「550,993」と記入
 (小数点は切捨) また、この場合、間接補助金充当額は、787,133 × 持分 70% × 補助額 50% = 275,496 となり、1,000 円未満切り捨て後、「275,000」となります。

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。
 ※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。

【間接補助金交付決定通知書(様式2)】の
 3. 「間接補助金の額」を記入してください。
 * 「変更届(様式第3)」にて交付金額を変更した場合は、変更後の金額を記入してください。

(ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方 (弁理士等名)	支出年月日
国内	◎◎特許事務所	〇〇〇〇年 11 月〇〇日
現地	WIPO	〇〇〇〇年 11 月〇〇日
	台湾：××PATENT OFFICE	〇〇〇〇年 11 月〇〇日

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

現地代理人事務所名は出願国ごとに記入
マドプロの場合は、WIPO と記入

送金控に記載されている「送金日」を記入

法人の場合は法人名義の口座をご記入ください

3. 補助金の振込先金融機関名等

金融機関名	〇〇銀行	支店名	△▽ 本 支店
<input type="checkbox"/> 当座 <input checked="" type="checkbox"/> 普通	口座番号	フリガナ	〇〇カブシキガイシャ
	123456	預金名義	〇〇株式会社

どちらか
必ずチェック

4. 第23条第2項の規定によるフォローアップ調査の送付先

担当者 (職名及び氏名)	△△課 課長 〇〇 〇〇		
送付先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇株式会社		
電話番号	03-●●●●-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇_●●●@△△.com

担当者の部署名、職名、氏名、郵便番号、住所、
貴社名、連絡先 (電話、メール) を忘れずに記入

※送付先に変更が生じた場合は補助事業者へご連絡ください。

5. 外国における事業展開等に関する今後の予定

- ・米国：加工製品の輸出の契約が現在進行しており、契約締結次第、輸出を行う予定。
- ・韓国：中国で製造した製品を、中国を拠点にして韓国へ輸出予定。
- ・中国：来年夏までに、現地会社と工場を設置し製造開始予定。

(注1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類と、外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類 (選任代理人に依頼した場合は、選任代理人への支払に関する銀行振込受領書等が必須) を添付すること。

(注2) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写しを添付すること (申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要)。